

社団法人 焼津青年会議所 会員クラブ規程

(名 称)

第1条 本会は、社団法人焼津青年会議所会員クラブと称す。

(事務所)

第2条 本会の事務所は社団法人焼津青年会議所内に置く。

(目 的)

第3条 本会の目的は社団法人焼津青年会議所の円滑な運営と会員相互の親睦を推進することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会の運営は、社団法人焼津青年会議所定款、諸規程及び総会、理事会の決議に従う。

(事 業)

第5条 本会は、次の事業を行う。

1. 社団法人焼津青年会議所の目的推進の為の事業
2. 会員の親睦に関する事業
3. その他、目的達成に必要な事業

(会 員)

第6条 本会の会員は、社団法人焼津青年会議所の正会員とし、入退会、会員資格に関する事項は、社団法人焼津青年会議所の定款、諸規程に準拠する。

(役 員)

第7条 本会の役員は、社団法人焼津青年会議所役員が当たる。役員の職務及び任期等の事項は社団法人焼津青年会議所の定款、諸規程に準拠する。

(会 費)

第8条 本会の会費は、年額25,000円とし、当該年度に入会した者は15,000円とする。

2. 会費は、社団法人焼津青年会議所の年会費と同時に納入しなければならない。
3. 新会員は、社団法人焼津青年会議所の会費と同時に納入しなければならない。
4. 会費の変更は総会に於いて決定する。

(会 合)

第9条 本会の会合は、社団法人焼津青年会議所の会合の中にて行う。会議に関する事項は、社団法人焼津青年会議所定款、諸規程に準拠する。

(ファミリー金)

第10条 本会は、社団法人焼津青年会議所より寄託された金額を管理すると共

に「ファミリー金」をもうけ積立てる。ファミリー金の使途は、社団法人焼津青年会議所の議決に従う。本会は例会に「ファミリーボックス」を設置し、会員の自発的協力金として積立てる。

第11条 本会の規約になき事項については、社団法人焼津青年会議所の議決に従う。

附 則

◎ 本規程は、設立許可のあった日から施行する。

昭和59年12月 1日施行
平成 4年 8月18日改定
平成 6年11月15日改定
平成10年 8月18日改定